

名古屋都市計画高度地区の決定（日進市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高度地区	約9.3ha	<p>1 建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第六号に定める高さによる）の最高限度は15mとする。</p> <p>2 建築物の各部分の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第六号に定める高さによる）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5mを加えたもの以下とする。ただし、特別の事情がある場合におけるこの規定の適用の緩和に関する措置は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面より低い場合においては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第135条の4第1項第2号の規定を準用する。</p> <p>(2) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、令第135条の4第1項第1号の規定を準用する。</p> <p>(3) 令第131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、令第135条の4第1項第3号の規定を準用する。</p> <p>(4) 一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなす。</p>	
計	約9.3ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

高度地区の規制内容

